

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

<計画期間> 平成29年4月1日～平成31年3月31日

目標①

子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

育児休業から復帰した職員又は、妻の出産後における男性職員の労働環境を整えるため、所定労働時間に係る「始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度」の活用促進を図る。

目標達成のための対策

- ・社内ネットワーク等を活用して社内周知を実施する。
- ・対象者へ当該制度の概要に係る個別相談の機会を提供する。

目標②

年次有給休暇の取得促進

過去3年間の実績から、一部職員（固有職員）の年次有給休暇の取得率が低い状況にある。このため、職員の健康障害の防止とともに、仕事と生活（余暇活動を含む）の両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図るため、年次有給休暇の取得促進を図る。

目標達成のための対策

- ・取得状況調査を実施後、取得率が低い職員へのフォローを行なう。
- ・所属等が所属内ミーティング等において、業務予定や他の職員の休暇予定などを早期に周知するなど、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

目標③

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

男女が固定的な役割にとらわれず、共に社内での対等なパートナーとして能力を発揮できる職場環境を目指すため、各種の情報提供や管理監督者等への研修の実施を行う。

目標達成のための対策

- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のための研修を実施して意識啓発を図る。

